

登録船舶管理事業者評価制度のとりまとめについて(案)

登録船舶管理事業者評価制度検討会

I. 評価制度に係る検討の概要

1. 評価制度創設の経緯

内航海運は、国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラとしての重要な役割を担っている。これは、内航海運が長年積み重ねてきた安全・安定輸送の確保があればこそであり、今も弛まず取り組まれている結果、過去10年間で事故件数が約24%減少するなどの成果にも表れている。今後、さらなる安全性の向上を前提としながら、内航海運が「安定的輸送の確保」「生産性向上」を目指し、安全・良質な輸送サービスを持続的に提供していくことが求められる中、内航海運業者は、従来にも増して安全かつ効率的な事業運営を意図すべきものと考えられる。現状、内航海運業者は、船員の配乗・雇用管理や船舶の保守管理、運航実施管理について、さらなる高度化が求められており、限られた経営資源の中で、こうした船舶管理に係る業務をアウトソーシングすることには、一層の安全・効率化を追求するという側面があると考えられる。

船舶管理事業者については、「内航海運事業者のグループ化について」（しおり及びグループ化マニュアル）（平成20年3月）や「内航海運における船舶管理業務に関するガイドライン」（平成24年9月）等、その活用に向けた取組が促進されてきたところである。他方、これまで、業務の品質について統一的な評価がなされておらず、管理レベルに対する不安が生じていること等が課題とされていたことから、「内航未来創造プラン」（平成29年6月）において登録船舶管理事業者制度の創設が提示され、登録船舶管理事業者規程（平成30年国土交通省告示第466号）（以下、「規程」という。）により、2018年4月1日から運用を開始し、登録船舶管理事業者の安全かつ適正な事業の確保や業務の「見える化」が進められている。

登録船舶管理事業者は、「船舶の堪航性を保持するための保守に係る管理の業務」、「船員の配乗及び雇用に係る管理の業務」、「船舶の運航の実施に係る管理の業務」の全てを行うことにより船舶管理業務に係る内航海運業者の負担を軽減することを目的とした第一種登録船舶管理事業者（以下「第一種」という。）と、「船舶の堪航性を保持するための保守に係る管理」の業務の一部を行うことにより内航海運業者の保守費用の効率化に対応した第二種登録船舶管理事業者の二種類としている。

一定水準以上の船舶管理業務の質を有する者を「見える化」とするとともに、当該業務の安定的かつ継続的な実施を確保するため、登録制度の枠組みの中で、登録船舶管理事業者は自己評価及び第三者評価を実施することとしている。

2. 評価制度の目的

登録船舶管理事業者制度において、登録船舶管理事業者は、船舶管理業務に関する船舶管理規程の作成や見直し等を義務化されるとともに、船舶管理に係る業務の質について、登録の期間満了前に、自ら及び第三者による評価を受けることとされ、更新時にその結果を国土交通大臣へ報告することとされている。こうした一定期間毎の業務評価により、登録船舶管理事業者の業務の品質の確保を図り、業務の情報や品質の「見える化」を進め、登録船舶管理事業者の活用促進を図ることとする。

また、登録船舶管理事業者の主体的・積極的な取組も併せて「見える化」することにより、評価制度が、船舶管理事業者にとって登録制度の活用のインセンティブとなることを目指すこととする。

II. 評価制度の枠組みと位置づけ

1. 評価制度の概要

(1) 評価の流れ

登録船舶管理事業者は、更新の3月前に、自己評価を進め、第三者評価機関へ評価を申請し、自己評価結果を提出する。また、自己評価・第三者評価を実施した登録船舶管理事業者が、その評価結果を踏まえて船舶管理業務を改善した場合、自主的に自己評価及び第三者評価を受けることについて認めることとする。ただし、更新に係る評価は、自主的な評価実施の有無に関わらず、実施を要する。

(2) 評価基準の設定

評価基準の設定については、評価者による評価水準を一定に維持することが必要不可欠である。そのため、評価を実施する項目を一覧にした「チェックリスト」を国土交通省にて作成し、適否による評価を基本として、自己評価・第三者評価を実施する。

(3) 評価項目

評価にあたり、規程第4条の規定に基づく登録の申請及び第8条の規定に基づく遵守事項において必要とされる事項をチェックリストの項目として適用する。

また、評価時点で管理船舶を有しない登録船舶管理事業者については、管理船舶を有しないことにより評価をすることができない項目について、評価を保留するものとする。

評価項目については、登録船舶管理事業者として整備すべき体制及びその業務に対するものとして、以下の通り整理する。具体的な評価項目については、別紙に記載のとおりである。

- ・ 船舶管理業務を実施する体制の整備
- ・ 船舶の堪航性を保持するための保守に係る管理の業務
- ・ 船員の配乗及び雇用に係る管理の業務（第一種のみ）
- ・ 船舶の運航の実施に係る管理の業務（第一種のみ）

（４）評価方法

チェックリストの項目を充たしているかどうかを確認するため、書面審査（写真等による確認を含む）及びインタビューを実施する。

（５）評価制度の位置づけ

評価制度は、規程第17条に基づき、自己及び第三者の評価のあり方を定めるものである。「船舶管理会社の活用に関する新たな制度検討会」の「船舶管理会社の活用に関する新たな制度について（これまでの議論を踏まえた整理）」において、登録制度のあり方については告示が適切とされ、具体的な登録の方法については、通達において規定をしているところ。今般の評価制度は、具体的な評価のあり方を定めるものであることから、通達において公表することとする。

また、自己評価結果・第三者評価結果に加え、登録船舶管理事業者の積極的取組の公表を認めることにより、登録船舶管理事業者が、今般の評価制度を、自らのPRとして活用できることを期待する。

2. 自己評価

（１）自己評価において求められる実施体制

評価対象者（経営者、船舶管理責任者、船長等）以外の評価組織（評価者）が自己評価を実施することにより、事業者単位での評価の公平性を担保することとする。このため、登録船舶管理事業者は、評価における公平性・中立性の確保、評価に係るルールや教育・研修といった体制の確保等、社内における自己評価の仕組みを確立し、評価者となりうる者を社内で指名したうえで、評価を実施する必要がある。

（２）自己評価の実施方法

自らの管理体制と規程の整合性や実際の船舶管理の妥当性の評価につ

いて、評価を実施する。自己評価実施後は、「登録船舶管理事業者による自己評価結果(案)」を記入する。管理船舶が複数存在する事業者については、全ての船舶について自己評価の対象とし、チェックリストを記入する。

(3) 自己評価結果の取扱い

登録船舶管理事業者は、自己評価結果を第三者評価機関へ報告する。また、更新以降、自己評価結果を自らのHP等において公表することを可能とする。なお、規程第8条第1項第5号に基づく内部監査の実施において、今般の国土交通省が作成したチェックリストを活用している場合は、直近の内部監査の結果の一部を自己評価として提出することを認めることとする。

3. 第三者評価

(1) 第三者評価機関に求められる要件

登録船舶管理事業者に対する第三者評価を実施する評価主体(評価機関)の要件として、客観性を確保できる組織であることが求められ、ISO等審査登録機関や業界団体による評価が想定される。

ISO等審査登録機関については、審査登録機関としての認定基準を満たし、かつ、審査登録業務の実績を有していることから、公平性・中立性、客観性の確保については十分に期待できる。また、審査登録機関の審査員は、当該機関により力量が評価され、登録要件を満たしたうえで登録され、かつ、教育を受けている者であることから、評価業務への対応も十分に期待できる。ただし、既存の審査登録制度との関係性に留意する必要がある。

他方、業界団体が評価を行う場合は、他モードの事例等を踏まえると、主体的・積極的な評価制度の運用を期待することができると考えられる。例えば内航海運業者関係など、登録船舶管理事業者を利用する事業者側からの観点を持つ団体であれば、客観的な評価を行うことが可能と想定される。ただし、業界団体の立場によって、公平性や中立性についてルールを設けることが必要となる場合がある。また、事業者を評価する実績に乏しいと考えられることから、評価に関係するルールや教育、研修制度の構築が必要となる。

第三者評価の評価主体(評価機関)としては、上記の観点を踏まえた上で、国が、評価の体制が整備されていると判断する、ISO等審査登録機関や業界団体等を評価機関として、申請に基づき認定するものとする。なお、国で定めたこの要件に違反した場合は、第三者評価機関としての資格を失

う場合がある。

(2) 第三者評価の実施方法

第三者評価は、自己評価の結果と照合しつつ、国の認定を受けた第三者評価機関が実施する。

また、管理船舶に関する評価については、運用面における船舶管理業務の成果を評価できるものの、内航海運業者の保有する船舶の運航に関する影響や、登録船舶管理事業者・第三者評価機関の業務の負担との兼ね合いから、効率的な手法として、写真等の資料送付による評価を認め、実施検査を必須とすることとはしない。

第三者評価の実施にあたっては、評価の実施において、全ての船舶について評価を行うことが困難であると判断される場合においては、管理船舶のサンプリングによる評価の実施を認めるものとする。

第三者評価機関による評価の実施においては、一つの事業者に対して複数の評価員による実施体制を求めるものではないが、その代わりに評価の中立性・公平性を担保するため、被評価者と利害関係が無いことについての確認書を要することとする。

(3) 第三者評価結果の取扱い

評価を受けた者は、自己評価及び第三者評価の結果の総評をそれぞれ国土交通大臣に報告する。総合的な評価の評価を行う様式については、別添のとおりとする。

IV. 今後の課題

評価制度の運用に当たっては、今後、さらに具体的な検討を行うことが必要である。検討が必要と考えられる主な課題は、以下のとおりである。

1. 第三者評価機関の決定

第三者評価機関は、必要な要素を審査した上で国土交通省が認定した機関とする。なお、複数の第三者評価が認定されることは妨げられない。

第三者評価機関は、2021年度末以降、その年度に行った評価実績（評価を実施した事業者名、評価結果、評価件数等）を国土交通大臣へ報告するものとする。

2. 評価制度を含めた登録船舶管理事業者制度のあり方について

本評価制度は、登録船舶管理事業者の品質の向上、安全品質の高い船舶管理業務の安定的かつ継続的な実施の確保により、内航海運業の事業基盤の強化を図るものである。

このため、本評価制度における評価基準や評価項目について、その内容の継続的改善を図ることとし、それにより登録船舶管理事業者の増加及びその活用の促進につなげていくものとする。今年度は●者が登録船舶管理事業者となったところ、作成予定としているシンボルマークとあわせて、登録船舶管理事業者制度の一層の周知を行っていく必要がある。